

愛知みずほ大学大学院学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 愛知みずほ大学大学院（以下、「本大学院」という。）は、愛知みずほ大学の目的に則り、学部教育の基盤の上に、学術の理論及び応用を教授研究し、文化の進展に寄与するとともに、学際的な視野を持ち、人間科学に関する豊かな知識と技術を身につけた個性ある高度の専門家・職業人を育成し、もって社会に貢献することを目的とする。

(自己点検評価)

第2条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条に掲げる目的及び社会的使命を達成するため教育研究活動等の状況について愛知みずほ大学学則第1条の2により定めるところにより自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

第2章 課程、研究科、専攻及び学生定員

(課程)

第3条 本大学院の課程は、修士課程とする。

(研究科及び専攻)

第4条 本大学院に、次の研究科及び専攻を置く。
人間科学研究科 心身健康科学専攻

(学生定員)

第5条 学生の定員は、次のとおりとする。
心身健康科学専攻入学定員 15人 収容定員 30人

第3章 標準修業年限、学年、学期及び休業日

(標準修業年限、在学年限及び早期修了の特例)

- 第6条 研究科の標準修業年限は、2年とする。
- 2 在学期間は、4年を超えることはできない。ただし、休学期間はこれに算入しない。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、本大学院に入学する前に本大学院の開設科目を10単位以上修得し、かつ、本大学院において所定の修了要件を充たした場合は、1年在学することにより修了させることができる。
 - 4 前項に定める早期修了に関し、必要な事項は別に定める。
 - 5 職業を有している等の事由により、前第1項に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを願い出た学

生については、研究科委員会の意見を聴いて学長がこれを認めることができる。ただし、計画的な履修を認められた学生（以下「長期履修生」という。）の在学期間は、4年を超えて在学することはできない。

（学年、学期及び休業日）

第7条 学年、学期及び休業日については、愛知みずほ大学学則第4条、第5条及び第6条の規定を準用する。

第4章 入学、転入学及び再入学

（入学資格）

第8条 本大学院に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 大学を卒業した者
- 二 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- 三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学日本校）を修了した者
- 六 外国の大学等において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- 七 指定された専修学校の専門課程（文部科学大臣指定専修学校専門課程一覧）を修了した者
- 八 旧制学校等を修了した者（昭和28年文部省告示第5号第1号～第4号、昭和30年文部省告示第39号第1号）
- 九 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者
- 十 学校教育法第102条第2項の規定により、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める者（当該単位の修得の状況及びこれに準ずるものとして文部科学大臣が定めるものに基づき、これと同等以上の能力及び資質を有すると認める者を含む。）。
- 十一 本大学院において、個別の入学資格審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた22歳以上の者

（入学の時期）

第8条の2 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、必要がある場合には、後期の始めとすることができる。

（入学の志願）

第8条の3 本大学院への入学を志願する者は、入学願書その他本大学院の定

める書類に入学検定料を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

(入学者の選考)

第8条の4 学長は、前条の入学志願者に対して別に定めるところにより選考を行い、合格者を決定する。

(入学手続き及び入学許可)

第8条の5 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他大学院所定の書類を提出するとともに、所定の入学料等学生納付金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に、入学を許可する。

(保証人)

第8条の6 誓約書には、保証人が連署しなければならない。

第8条の7 保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

2 保証人は、学生の身上に関して一切の責任を負うものとする。

(転入学)

第9条 他の大学院に現に在学する者で、本大学院に転入学を志願する者があるときは、選考のうえ、転入学を許可することができる。

(再入学)

第10条 本大学院を退学した者が、再入学を願い出た場合は、選考のうえ相当年次に再入学を許可することがある。

(転入学及び再入学した者の修業年限等)

第11条 第15条又は第16条の規定により、転入学又は再入学を許可された者の既に修得した授業科目の単位及び修業年限の取扱いについては、別に定める。

(転入学、再入学の手続き等)

第12条 再入学、転入学を志願する者は、所定の再入学願書、転入学願書又は編入学願書に、学歴書及び成績証明書並びに所定の検定料を添えて手続きをしなければならない。

2 前項の場合において、転入学志願者は、現に在学する学長の承諾書を添えなければならない。

第12条の2 第6条及び第8条の2に規定するもののほか、再入学、転入学については、第8条の4、第8条の5、第8条の6及び第8条の7の規定を準用する。

第5章 教育課程、履修方法、学修の評価

(授業科目及び単位数)

第13条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとし、本大学院において開設する授業科目及び単位数は別表のとおりとする。

(履修方法等)

第14条 学生は、本大学院の在学期間に、前条の規定により定められた授業科目を履修し、30単位以上を修得しなければならない。

2 本大学院においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができるものとする。

3 学長が必要であると認めるときは、別に定めるところにより、学生に対し、学部の授業科目を受講させることができる。

(他の大学の大学院の授業科目の履修)

第15条 学長が教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院との協議に基づき、学生が他の大学の大学院の授業科目を履修し、又は学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導（1年を超えない期間とする。）を受けることを認めることができる。

2 前項の規定により、学生が修得した単位は、10単位を超えない範囲で課程の修了に必要な単位に算入することができるものとする。

(既修得単位の取扱い)

第16条 学長は、本大学院修士課程に入学した者が、大学院を修了又は中途退学した者であるときは、その者が当該大学院において既に修得した単位（大学院の科目等履修生として修得した単位を含む。）のうち、教育上有益と認められる単位は、10単位を超えない範囲で、修了の要件となる単位として、本大学院において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、本大学院修士課程に入学した者のうち、外国の大学院を修了又は中途退学した者の外国の大学院において既に修得した単位について準用する。

(1年間の授業期間等)

第17条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

2 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

(授業の方法)

第17条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、平成13年文部科学省告知第51号の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。(以下「遠隔授業」という。)

(履修登録)

第17条の3 学生は、履修しようとする科目について、履修登録期間内に所定の方法による履修登録を行わなければならない。

(単位の計算方法)

第17条の4 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義及び演習は、教室内の15時間の授業及び教室外の30時間の準備のための学習をもって1単位とする。
- 二 実験、実習及び実技は、教室内の30時間の授業及び教室外の15時間の準備のための学習をもって1単位とする。
- 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第17条の5 科目を履修し、試験その他の本大学院が定める適切な方法により学修の成果を評価し、所定の単位を与える。

- 2 科目の履修には、原則として、その総授業時間数の3分の2以上出席しなければならない。
- 3 第25条に定める学生納付金を納めていない者には、単位を授与することができない。

(成績の評価)

第17条の6 学生が履修した授業科目の成績の評価は、当該授業科目の担当教員が、次の基準により、その学修状態を審査して行う。合格の成績には、それぞれの授業科目に関し、所定の単位を与えるが、不合格の成績には単位を与えない。

- 2 成績評価は、100点法により採点され、次の段階区分による評価基準に基づき、行われる。秀・優・良及び可を合格とし、不可及び時不を不合格とする。

判定	評語	評点	評価基準
合格	秀	100~90点	目標を十分に達成し、極めて優秀な成績を収めている。
	優	89~80点	目標を十分に達成し、優れた成績を収めている。
	良	79~70点	目標を概ね達成している。
	可	69~60点	目標を最低限達成している。

不合格	不可	59～ 0点	目標を達成していない。
	時不	—	授業の出席が総授業時間数の3分の2に満たない。

- 3 追試験の場合は原則80点満点での成績評価とする。なお、公欠・忌引による追試験の場合を除く。再試験は60点満点での成績評価とする。

第6章 休学、復学、転学、退学及び除籍

(休学)

- 第18条 学生（長期履修生を除く）が病気その他やむを得ない理由により、3か月以上修学することができないときは、所定の書類を提出し、学長の許可を得て休学することができる。
- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は、休学を命ずることがある。
- 3 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情のある場合は、学長の許可を得て、休学の期間を延長することができる。
- 4 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

(復学)

- 第18条の2 休学期間中にその事由が消滅したときは、所定の書類を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

- 第18条の3 他の大学院へ転学を希望する者は、その事由を付して学長の許可を受けなければならない。

(退学)

- 第18条の4 学生が退学しようとするときは、その理由を記した書類を提出し、学長の許可を得なければならない。

(除籍・復籍)

- 第18条の5 学生が次の各号の一に該当するときは、学長が除籍する。
- 一 所定の休学期間を超えてなお修学できない者
 - 二 所定の最長在学年限を超えた者
 - 三 授業料その他学納金の納付の義務を怠り、督促を受けて、なお納付しない者
 - 四 成業の見込みがないと認められた者
 - 五 死亡した者及び行方不明の者
- 2 前項第3号により除籍された者は、所定の期間内に授業料その他の学納金を完納することにより、復籍できる。

第7章 課程修了の認定、学位の授与等

(課程修了の認定)

第19条 本大学院に所定の年限以上在学し、かつ所定の単位を修得し、修士論文の審査に合格した者に、学長が修了を認定する。

2 前項の場合において、当該修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

(学位の授与)

第20条 本大学院人間科学研究科の修士課程を修了した者に対し、修士(人間科学)の学位を授与する。

(教員の免許状取得資格)

第21条 本大学院において、保健体育若しくは保健の教科についての中学校教諭一種免許状、保健体育若しくは保健の教科についての高等学校教諭一種免許状又は養護教諭一種免許状の所要資格を有する者が、教育職員免許法に定める所要単位を修得して修了した場合には、それぞれの有する免許状の種類に応じ、次表に掲げる専修免許状を取得することができる。

教員の免許状の種類	免許教科
中学校教諭専修免許状	保健体育
	保 健
高等学校教諭専修免許状	保健体育
	保 健
養護教諭専修免許状	

第22条 削除

第8章 入学検定料、入学料、授業料等

(入学検定料)

第23条 本大学院への入学志願者は、次に掲げる入学検定料を納めなければならない。

入学検定料 35,500円

(入学料)

第24条 本大学院に入学を許可された者は、次に掲げる入学料を納入するものとする。

入 学 料 200,000円

(授業料及び教育充実費)

第25条 授業料及び教育充実費は、次のとおりとする。

授 業 料 (年額) 410,000円

教育充実費 (年額) 150,000円

2 2年を超えて在学する者の当該2年を超える年度については、前項の規定

- にかかわらず、授業料はその者の当該年度における履修登録単位数に応じ、1単位につき25,000円とし、教育充実費の納付は要しないものとする。
- 3 第6条第5項に定める長期履修生の授業料及び教育充実費については、前第1項に定める修業年限相当額を所定の期日に分割して納入するものとする。
 - 4 授業料及び教育充実費は、前期及び後期に等分して、所定の期日までに納付しなければならない。
 - 5 実験、実習その他修学に必要な費用は、別にこれを納付させることがある。

(学生納付金の不還付)

第26条 既納の学生納付金は、返還しない。

(授業料等の徴収免除等)

第26条の2 在学中に非常変災その他特別の事由により授業料及び教育充実費(以下「授業料等」という。)の納付が極めて困難になった学生に対しては、授業料等の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を延期することがある。

(休学・停学期間中の授業料の取扱い)

第26条の3 各学期のすべての日を休学する場合は、授業料の4分の1の額を在籍料として徴収する。ただし、学期の中途に復学した場合は、その学期に係る授業料等は全額を徴収する。

- 2 停学期間中の授業料等は、徴収する。

第9章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び委託学生

(科目等履修生)

第27条 本大学院において、特定の授業科目あるいは特定の研究分野全般を履修することを志願する者がいるときは、学長は、科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生の取扱いに関し、必要な事項は別に定める。

(特別聴講学生)

第28条 他の大学院の学生で、本大学院において、授業科目の履修を志願する者がいるときは、学長は、当該他の大学院との協定に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

- 2 特別聴講学生の取扱いに関し、必要な事項は別に定める。

(研究生)

第29条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、学長は、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生の取扱いに関し、必要な事項は別に定める。

(委託学生)

第30条 本大学院において、特定の授業科目を受講させるため、公共機関そ

の他から、その所属職員について学生委託の願い出があるときは、学長は、委託学生として入学を許可することがある。

(科目等履修生、特別聴講学生等の学納金)

第31条 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び委託学生の入学検定料、入学料及び授業料の額は、次のとおりとする。ただし、愛知みずほ大学の卒業生については、入学料の納付は要しないものとする。

区 分	入学検定料	入 学 料	授 業 料
科目等履修生	5,000円	10,000円	1単位につき 15,000円
特別聴講学生	当該大学院と協定するところによる。		1単位につき 15,000円
研 究 生	5,000円	20,000円	年 額 300,000円
委 託 学 生	5,000円	20,000円	年 額 300,000円

2 前項の入学検定料、入学料及び授業料の納入方法については、別に定める。

第32条 第27条から前条までに定めるもののほか、科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び委託学生に関し必要な事項は別に定める。

第10章 賞罰その他

(賞罰)

第33条 賞罰については、愛知みずほ大学学則第36条及び第37条の規定を準用する。

第11章 教員組織及び運営組織

(教員)

第34条 本大学院における授業及び研究指導は、本大学の教授又は准教授で、授業科目に該当する研究業績を有する者がこれを担当するものとする。ただし、必要に応じて、専任又は兼任の講師に授業を担当させることがある。

(研究科長)

第35条 本大学院に、研究科長を置き、研究科に所属する教授をもってこれに充てる。

(研究科委員会)

第36条 本大学院に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、学長、副学長、研究科長及び大学院担当の教授をもって組織する。ただし、学長が必要と認めたときには、准教授その他の職員を加えることができる。

- 3 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - 一 学生の入学及び課程の修了
 - 二 学位の授与
 - 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 4 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務組織)

第37条 本大学院の事務を遂行するため、必要な事務組織を設ける。

附 則

この大学院学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年2月20日から施行する。

附 則 (教育研究上の目的の明確化及び教員組織に関する改正関係)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (専攻名称変更に関する改正関係)

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際、現に人間科学研究科人間科学専攻に在学する学生については、当該専攻に在学しなくなるまでの間、なお従前の例による。

附 則 (入学資格、別表等に関する改正関係)

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (別表に関する改正関係)

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (第6条、別表に関する改正関係)

この学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (第8条、第14条、第15条、第16条、第18条、第25条、

第27条、第28条、第29条、第30条、第36条、別表に関する改正関係)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、この学則による改正後の第25条第1項の授業料の額は、平成27年度に第1年次に入学した者から適用する。

附 則 (別表改正関係)

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (別表改正関係)

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日に在学する者については、既に修得した授業科目は、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (第37条改正関係)

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (第2条、第36条改正関係)

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (別表改正関係)

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日に在学する者については、既に修得した授業科目は、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (別表改正関係)

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日に在学する者については、既に修得した授業科目は、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (別表改正関係)

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日に在学する者については、履修方法は従前のおりとし、既に修得した授業科目は、改正後の別表の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則 (別表改正関係)

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日に在学する者については、履修方法は従前のおりとし、既に修得した授業科目は、改正後の別表の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則（第1条、第6条、第8条、第8条の2、第8条の3、第8条の4、第8条の5、第8条の6、第8条の7、第10条、第12条、第12条の2、第13条、第14条、第16条、第17条、第17条の2、第17条の3、第17条の4、第17条の5、第17条の6、第18条、第18条の2、第18条の3、第18条の4、第18条の5、第19条、第20条、第22条、第24条、第25条、第26条、第26条の2、第26条の3、第30条改正関係）

この学則は、令和7年4月1日から施行する。